

# 福岡県公報

平成23年 4 月 6 日  
第 3 2 3 9 号

## 目 次

告 示 (第621号 - 第632号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	.....	2
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	.....	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	.....	2
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	.....	2
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	.....	3
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	.....	3
土地改良事業計画の変更の同意 [市町村の場合]	(農村整備課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
収用委員会			
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	.....	5
再 掲			
家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項に基づく検査の実施に関する告示について	(畜 産 課)	.....	5
正 誤			
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (平成23年 3 月福岡県告示第476号) 中正誤		.....	7

福岡県指定名勝の指定 (平成23年 3 月福岡県教育委員会告示第 4 号

) 中正誤..... 7

## 告 示

福岡県告示第621号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成23年 4 月 6 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
田川郡糸田町川宮字下川原1892番 2 の一部、1892番 3、1892番 4 の一部、1892番 5、1892番 6 の一部、1892番 7、1892番 9 及び1892番10の一部、並びに字風体ノ前1894番 2 から1894番 5 まで、字川原田3720番 3 の一部、3720番12の一部、3720番13の一部、3721番35の一部、3721番36の一部及び3721番39の一部、並びに字法躰3724番 5 の一部、3724番10、3724番11の一部、3724番21、3724番26及び3724番27の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区東公園 7 - 7  
福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第622号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成23年 4 月 6 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市三沢字寺小路79番 3 及び79番55から79番58まで並びに字浄心97番 1、97番13から97番15まで、98番 1、98番 2 及び98番 4 から98番17まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市田迎 5 丁目 4 番 6 号

TAKASUGI株式会社  
代表取締役 平島 孝典

福岡県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区  
の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
瀬高町土地改良区	平成23年3月25日

福岡県告示第624号

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第  
195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
松枝三矢	大木町大字蛭池1847番地1

福岡県告示第625号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次  
のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示  
する。

平成23年3月6日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
508	北九州市小倉北区西港町15番 地の5 株式会社 西港自動車学校	北九州市小倉北区西港町15番 地の5 株式会社 西港自動車学校	平成23年 3月18日

福岡県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」  
という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基  
づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてそ  
の例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
行介136	吉田内科行橋医院	行橋市南泉3丁目40-7	23・3・1	居管・予居管
豊介歯48	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	22・10・1	居管
粕居92	介護老人保健施設 グロリア	糟屋郡志免町別府2丁目2 -1	23・3・1	通り・予通り
筑紫居54	訪問看護ステーシ ョン宝満	筑紫野市美しが丘南3丁目 4-7（宝満ヴィラ美しが 丘206）	23・3・1	訪看・予訪看
大居201	デイサービスぱん こ	大牟田市大字三池357-5	23・2・1	通介・予通介
大居202	ケアサービス絆	大牟田市桜町55	23・2・1	訪介・予訪介
飯居273	愛家の訪問介護	飯塚市潤野946-1	22・4・1	訪介・予訪介
飯支83	きはらケアプラン センター	飯塚市忠隈538-3	23・1・1	居支
田支60	ちくほう結ケアプ ランサービス	田川市大字糞2156-1	23・3・1	居支

粕居93	茶話本舗デイス ビス喜桜茶屋	糟屋郡志免町桜丘4丁目22 - 12	23・3・1	通介
宮居63	ことぶき一座ヘル パーステーション	宮若市磯光1713 - 45	23・3・1	訪介・予訪介
田川居260	デイスービスプラ イムリハビリセン ター	田川郡香春町大字中津原 1160 - 2	23・2・1	通介・予通介
春居52	ライフケアホーム はる風	春日市天神山6丁目22・23	23・3・1	小居・予小居
大野居56	小規模多機能ホー ム宝満ラポール大 野城	大野城市仲畑4丁目19 - 10	23・3・1	小居・予小居
大野居57	グループホーム宝 満ラポール大野城	大野城市仲畑4丁目19 - 10	23・3・1	認共・予認共
粕居94	こころの家尾仲	糟屋郡篠栗町大字尾仲846 - 4	23・3・1	小居・予小居
京居102	はーとふる若久	京都郡苅田町若久町2丁目 18 - 3	23・2・15	小居・予小居
京居103	はーとふるかんだ	京都郡苅田町若久町2丁目 18 - 3	23・2・15	認共・予認共
京居104	小規模多機能ホー ムけやき	築上郡吉富町大字広津603 - 2	23・3・4	小居・予小居
京居105	グループホームけ やき	築上郡吉富町大字広津603 - 2	23・3・1	認共・予認共
遠居71	弥生の郷遠賀	遠賀郡遠賀町遠賀川3丁目 33 - 1	18・4・1	通介・予通介

## 福岡県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け

出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
北介訪5	グロリア訪問看護 ステーション	栄光会訪問看護ス テーション	糟屋郡志免町別府2丁 目2 - 1	23・3・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北介訪5	栄光会訪問看護 ステーション	糟屋郡志免町大字別府 58	糟屋郡志免町別府2丁 目2 - 1	23・3・1
直支25	ケアプラン桔 梗	直方市大字新入2335 - 1	直方市大字頓野3223 - 4（ソルマートビル107）	23・1・1

## 福岡県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
糸島地介薬 42	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井2435 - 23	23・1・31

大野居53	訪問看護ステーションえ る	大野城市横峰2丁目11-23	23・1・31
宮居35	ことぶきヘルパーステ ーション	宮若市磯光1713-45	23・3・1

## 福岡県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
宗像市	農業用ため池整備 (芋の浦(上)地区)	平成23年3月24日

## 福岡県告示第630号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
田川郡川崎町大字田原字平原口188番6及び188番8から188番10まで、字下寺山201番4、201番10、201番11、201番13及び217番2並びに字松ヶ迫231番10
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
田川郡川崎町大字田原91番地9  
社会福祉法人 弥光会  
理事長 榎木 義人

## 福岡県告示第631号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
柳川市三橋町柳河字連蒲池846番2、847番1、847番2、848番、852番2、856番1、856番3、857番1、858番1及び858番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
株式会社 コスモス薬品  
代表取締役 宇野 正晃

## 福岡県告示第632号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字白銀字西ノ原700番1、700番5から700番11まで、700番23から700番27まで、700番30から700番91まで及び700番93から700番133まで並びに700番18の一部、700番19の一部及び700番92の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市国分町743-2  
昭和建設株式会社  
代表取締役 戸田 誠二

収用委員会

福岡県収用委員会告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年4月6日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

大浜地区住宅地区改良事業

3 裁決手続の開始を決定した物件の種類及び数量並びに物件がある土地の所在、地番等

土地の所在	地番	種類	数量	延床面積	構造
福岡市博多区 大博町	無番地 (421番地先)	居宅	1棟	64.06平方 メートル	木造カラー鉄板葺 2階建

(注) 数量及び延床面積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第2項の規定により作成した物件調書に基づくものである。

4 物件所有者の氏名及び住所

不明

5 物件に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年3月18日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第566号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のよう

に家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、オーエスキー病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）及び腐蛆病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査及び補体結合反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査）、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した	平成23年4月1日から平成24年3月	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、

	要と認めた区域	牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	31日まで	免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されているみつばちのうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・3・16	3231	告 示	476	25			下から 9		8602の1	8062の1
23・3・18	3232	教育委員 会告示	4	55			1		名勝	史跡